

環境省告示第四十五号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十七条第一号八の規定に基づき、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成十八年一月環境省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年四月二十五日

環境大臣 石原 伸晃

第一条第四号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 開口部が閉じた状態であっても、外部から特定動物の状態を確認できるものであること。